

Q：将来、個人立診療所の院長である私は息子に院長の座を譲り、その後は勤務医として（息子の診療所にて）働きたいと考えています（生計は別にしています）。この場合、（名目上）退職金としてもらう金員は私ないし息子の事業所得の計算上必要経費になるのでしょうか。また診療所の建替え（旧建物の取壊し）を行った後院長の座を息子に譲った場合、私の最終事業年の所得は赤字になると思いますが、この赤字は他の所得と相殺できるのでしょうか。

1. 個人開業医の場合、退職金は必要経費に算入できない

個人開業医である院長先生や生計を同一にする親族に（名目上の）退職金を支給しても、前院長・次期院長いずれの事業所得の計算においても必要経費に算入することは認められていません。なぜならば、退職金は雇用主と従業員の雇用契約、または、役員と法人との委任契約に基づき支払われるものであると課税当局が認識しているがためです。

2. 受け取る共済金が退職所得等となる「小規模企業共済掛金制度」

一方、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「小規模企業共済制度」に加入している個人事業主およびその共同経営者（2名が限度）は、廃業に伴い共済金を受け取ることができます。この制度は、開業医を含む個人事業主を対象とした退職金の積立制度であり、支払った掛金（月1,000円～70,000円）については全額、支払った年の所得控除の対象となり、廃業により受け取った共済金は退職所得等となります。

なお、退職所得の金額（所得税の課税の対象になる金額）は次のように計算されます。

$$\begin{aligned} & (\text{収入金額（一括して受け取った共済金）} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{課税所得金額} \\ & \text{退職所得控除額（勤続年数の1年未満の端数は1年とします）} \\ & \cdot \text{勤続年数 20 年以下} \cdots 40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数} \\ & \cdot \text{勤続年数 20 年超} \cdots 800 \text{ 万円} + (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年}) \times 70 \text{ 万円} \end{aligned}$$

（注）小規模企業共済制度に加入していた開業医が、医療法人化に伴いその法人の理事に就任した際には、（医療法人は共済制度の加入対象外となっているため）原則としてその時点で脱退し、共済金を受給することになります。

共済金は原則として一括して支給されますが、申請により分割支給とすることもできます。受け取った共済金は所得税の退職所得等の課税の対象となります。また、契約者が死亡した場合には、その遺族に対して共済金が支給され、相続税の対象（みなし相続財産）となります。

共済金の取得方法	課税上の取扱
事業を廃止した場合等（事業承継・譲渡含む）	退職所得
65歳以上で180月以上掛金を支払っている場合の任意解約等による共済金	
上記以外の解約による共済金	一時所得
分割払いの方法による共済金	雑所得（公的年金扱い）
契約者が死亡した場合の遺族に対して支給される共済金	退職手当金等（相続税の対象）

3. 前院長の赤字を後継者に承継することはできないが、引退後の前院長の他の所得との通算は可

個人開業医が後継者に診療所の事業を承継するということは、医療法上、前院長の開設許可が失効し、後継者が新たに開設許可を受けることとなります。所得税法上の取扱も同様で、前院長が個人事業を廃業し、後継者が新たに個人事業を開業することとなります。

これにより、（事業内容が同一であっても）事業所得の帰属する者が変更となるため、建物の除却損等を計上した前院長の事業所得の赤字を後継者に引き継がせることは不可となっています。

ただし、前院長が期限内の「青色申告書」を提出しており、その後も連続して確定申告書を提出し続ける場合には、当該赤字は発生した翌年以降3年間にわたり、給与所得や不動産所得等（生計を別にする後継者から受け取る勤務医報酬や診療所家賃等）と相殺することができます。